

お知らせ

## 「自筆証書遺言書保管制度」に関する 遺言書保管所の管轄が拡大されます！

「法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則」が一部改正され、5月29日に施行されることから、同日より東京法務局管内の各遺言書保管所の管轄区域が東京都全域に拡大されます。

例えば、住所地が東京都府中市、本籍地が神奈川県小田原市で、埼玉県秩父市に不動産を所有する方であれば、これまでは、東京法務局府中支局、横浜地方法務局西湘二宮支局、さいたま地方法務局秩父支局のいずれかが管轄の遺言書保管所でしたが、5月29日以降は、東京法務局、横浜地方法務局、さいたま地方法務局管内にある全遺言書保管所が管轄の遺言書保管所になります。これにより、例えば、勤務地が東京都千代田区であれば、東京法務局府中支局だけでなく、勤務地の最寄りである東京法務局本局でも保管申請が可能になるなど、自筆証書遺言書保管制度がより利用しやすくなります。

詳しくは、お問い合わせください。

☆お問合せ先

東京法務局民事行政部供託第一課 遺言書保管所

電話 03-5213-1441(直通)